

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年3月19日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第8号

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する
規則

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2の医療職給料表（2）の適用職員の表中

「

歯科衛生士	短大3卒	4
	短大2卒	6
	高校専攻科卒	7

」

を

「

歯科衛生士	大学卒	3
	短大3卒	4
	短大2卒	6
	高校専攻科卒	7

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。